

## 子どもの死亡登録検証（Child Death Review）における個人情報の利用について

山梨県子育て支援局子育て政策課

### 1 趣旨

- 本県では、全国に先駆けて、予防のための子どもの死亡登録検証（Child Death Review。以下「CDR」という。）に向けた取り組みを進めているが、子どもの死亡事例を検証する上では、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯など、個人情報を利用することが不可欠となる。
- 当該個人情報の取扱いは、山梨県個人情報保護条例に基づく山梨県個人情報保護審査会による意見聴取の対象となるため審議を申し出るもの。  
なお、意見聴取の対象となる個人情報の取扱いは、次の3項目となる。
  - （1）要配慮個人情報の取得（条例第5条第3項第3号）
  - （2）本人以外からの取得（条例第5条第4項第8号）
  - （3）目的外の利用及び提供（条例第10条第2項第7号）

### 2 個人情報取扱事務（CDR）の概要及び背景

#### （目的）

- CDRは、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、その他の行政関係者等）が子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に、検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。

#### （背景）

- CDRについては、予防可能な子どもの死亡を減らすために、アメリカ、イギリス等諸外国で実施されており、わが国でも、厚生労働省科学研究費（健やか次世代育成総合研究事業）「突然の説明困難な小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研究（研究代表者 溝口史剛）（平成28年～30年）」「わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究（研究代表者 沼口敦）（平成31年～令和3年予定）」等で、CDRの方策等について検討されてきた。

### (法的位置づけー 1)

- 平成 30 年 12 月 8 日には、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」（平成 30 年第 104 号）」が成立し、同法第 15 条第 2 項において「国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他必要の必要な施策を講ずるものとする。」とされた。

### (法的位置づけー 2)

- また、令和元年 6 月 6 日に成立した「死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）」においても、同法附則第 2 条で「国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等のあり方、その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。」とされている。

### (国の取り組み)

- 国では、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、CDR 実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックさせることで、2 年後の CDR の制度化に向けた検討材料とすることとしており、令和 2 年度の当初予算に予算を計上し、モデル事業に取り組む都道府県を募集している。

### (本県の現状)

- 人口動態統計によると、本県の 19 歳未満の子どもの死亡は年間 30 名程であり、そのうち過去 5 年間の平均で、年間 7 名ほどが窒息、溺死などの不慮の事故などで死亡している。未来を担うかけがえのない子どもの命が、事故や突然死、虐待死などで奪われるといったことがないように、全国に先駆けて、CDR の導入に向けて取り組みを行ってきた（県内の小児科医の集まりである日本小児科学会山梨地方会が厚生労働科学研究費補助金を活用し、CDR の運用等について研究を進めていたことも後押しとなっている）。

### (これまでの取り組み)

- 令和元年度から、CDR の実施体制の整備に向けた取り組みを行ってきたが、国がモデル事業を創設したことを踏まえ、今後は本県の取り組みを国の施策に繋げるべく、国

の「子どもの死因究明（Child Death Review）体制整備モデル事業」に応募することとした。

- ・ 8月21日：第1回やまなし子どもの死亡事例検証制度検討会（必要性の理解等）
- ・ 2月6日：第2回やまなし子どもの死亡事例検証制度検討会（役割等の理解等）
- ・ この他、山梨県においてCDRを実施する為の準備会を、山梨大学附属病院、中央病院の医師で構成する山梨研究班、国の研究班、厚生労働省母子保健課、行政などの出席により6回実施している。

### 3 個人情報取得する時期等（資料1：モデル事業全体図、資料2：フローチャート）

#### 1) 個人情報の収集・整理

##### ① 県内医療機関から死亡調査票<sup>1)</sup>を収集（資料3）

死亡調査票のとりまとめについて県から委託を受けた山梨大学附属病院は、各病院から収集した18歳未満の死亡の死亡調査票（基本票）を電子媒体（CD-R）に保存し、県子育て政策課に郵送により提出する。県はこれを小児死亡症例台帳<sup>2)</sup>（資料4）に転記する。

<sup>1)</sup> 厚労省のCDR中央研究班である沼口班が作成。これに、基本票（A1～5）、追加票（B1～7）、検証票（C1～3）があり、段階毎に活用する。

<sup>2)</sup> 小児死亡症例台帳は、死亡小票、病院から収集した死亡調査票の情報を転記し管理するデータベース

##### ②保健所から人口動態統計死亡小票<sup>3)</sup>を収集（資料5）

県下5つの保健所の職員が、管轄する市町村から提出された死亡小票のうち18歳未満のものを選定し、データを電子媒体（CD-R）に保存し、県子育て政策課に郵送または持参し提出する。子育て政策課は、これを小児死亡症例台帳に転記する。

なお、死亡小票による個人情報の利用については、戸籍法に定める死亡届の目的外利用となるため、厚生労働省に対し、調査票情報の利用申し出<sup>4)</sup>の申請中である。

<sup>3)</sup> 戸籍法に基づいて市町村から届けられた人口動態調査の死亡届に基づき、保健所が死亡小票を作成し、県医務課を通じて厚生労働省に提出する。人口及び厚生労働行政施策の基礎資料となる。（資料5）

<sup>4)</sup> 死亡小票についても、目的以外の利用とされる為、厚生労働省に人口動態調査に係る調査票情報の利用申し出が必要となる。

### ③必要に応じて死亡調査票（追加票）により各関係機関から情報収集

①と②の情報を突合した上で、分析する上で必要と思われる情報を警察、児童相談所等関係機関から収集し、小児死亡症例台帳に追記等する。

### ④検証票により分析の対象を選定

③で整理した情報のうち、2)の専門家による分析に繋げる対象事例を検証票（選定）より選定する。

## 2) 多機関検証委員会

### ①コアメンバー会議

行政、保健医療、教育等関係職員や学識経験者などで、死亡の背景となる情報を共有し、死亡原因を探り、効果的な予防策をまとめ、多機関検証委員会へ提出する。

### ②全体会

医療機関、行政機関、警察等の専門職や有識者により、複数の検証結果をもとに今後の対応策の意見をまとめる。

## 4 個人情報の取得及び利用に係る考え方

### (1) 要配慮個人情報の取得制限について（条例第5条第3項第3号関係）

・本事業は、18歳未満の子どもの死亡の背景や経緯等の個人情報を取得し、多様な関係者で分析することにより、死亡原因と予防可能性を導き出すことにより、同様の死を繰り返さないための効果的な予防策を策定することが目的であり、目的を達成するためには個人情報の取得が不可欠と考える。

### (2) 本人からの取得原則について（条例第5条第4項第8号関係）

・子どもの死亡登録検証事業は、当事者である子どもが死亡しているため、本人からの取得や同意を得ることはできず、家族や親族等から取得することとなる。子どもの死亡の背景に児童虐待の可能性がある場合は、家族や親族等から同意を得られない可能性もあり、同意があった場合も、正確な情報は得られない場合があり、関係機関からの情報収集が必要となる。また、事業の目的上、有意義な成果を得るためには、18歳未満の全

数調査が必要であり、関係機関からの情報収集が不可欠と考えている。

### (3) 目的外の利用又は提供の制限の例外事項（条例第10条第2項第7号関係）

・18歳未満の子どもの死亡の背景や経緯等の個人情報を取得し、多様な関係者で分析することにより、死亡原因と予防可能性を導き出すことが可能となり、同様の死を繰り返さないための効果的な予防策を策定することが目的であり、公益上の必要性はあるものと考えている。

## 5 その他

・死亡小票、死亡調査票、小児死亡症例台帳などの情報は、電子媒体（CD-R）による保存、郵送等の方法による受理、県庁内においてインターネット機能のないパソコンでの情報管理、鍵付きロッカーでの保管等を行い、厳重な取り扱いを行うことにより、情報漏洩を防ぐ。